

道路占用許可書



新規	更新	変更	(番号)	3070038
			年 月 日	

道整占用 第 30 - 7 - 38
平成30年4月27日

住所 前橋市新前橋町17-17

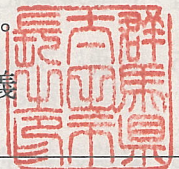
氏名 株式会社 上毛新聞TR
代表取締役 渡辺 幸男

様

占用目的	雨水オーバーフロー分の排水管接続		
占用の場所	路線名	2級31号線	
	場所	群馬県太田市 飯塚町 598 番 3 地先 (598-3、600-1、601-1、602-1 地先)	
占用物件	名称	規模	数量
	排水管	VP φ 150	L=0.12m×4本
占用期間	許可日 平成35年3月31日	から まで	日間 占用物件 の構造
工事の時期		から まで	日間 工事实施 の方法
道路の復旧方法			添付書類
占用料	初年度	¥0 円	(算定) 免除
	年度	¥0 円	
	最終年度	¥0 円	
	(履行期限)	納入通知書より指定する期限	

平成30年4月17日付で申請のあった占用については、裏面の条件を付して許可する。

太田市長 清水 聖義



- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に太田市長に対して審査請求することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、太田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。